

特定薬剤治療管理料の内容（医科点数表抜粋）

2 特定薬剤治療管理料 470点

注1 ジギタリス製剤又は抗てんかん剤を投与している患者、免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者その他別に厚生労働大臣が定める患者に対して、薬物血中濃度を測定して計画的な治療管理を行った場合に算定する。

2 同一の患者につき特定薬剤治療管理料を算定すべき測定及び計画的な治療管理を月2回以上行った場合においては、特定薬剤治療管理料は1回とし、第1回の測定及び計画的な治療管理を行ったときに算定する。

（特定薬剤治療管理料について）

- (1) 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。
 - ア 心疾患患者であってジギタリス製剤を投与しているもの
 - イ てんかん患者であって抗てんかん剤を投与しているもの
 - ウ 気管支喘息、喘息性（様）気管支炎、慢性気管支炎又は肺気腫の患者であってテオフィリン製剤を投与しているもの
 - エ 不整脈の患者に対して不整脈用剤を継続的に投与しているもの
 - オ 統合失調症の患者であってハロペリドール製剤又はブロムペリドール製剤を投与しているもの
 - カ 躁うつ病の患者であってリチウム製剤を投与しているもの
 - キ 躁うつ病又は躁病の患者であってバルプロ酸ナトリウム又はカルバマゼピンを投与しているもの
 - ク 臓器移植術を受けた患者であって臓器移植における拒否反応の抑制を目的として免疫抑制剤を投与しているもの
 - ケ 重症の再生不良性貧血の患者又は赤芽球癆の患者であってシクロスポリンを投与しているもの
 - コ ベーチェット病の患者であって活動性・難治性眼症状を有するもの又は尋常性乾癬、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症若しくは関節症性乾癬の患者であってシクロスポリンを投与しているもの
 - サ ネフローゼ症候群の患者であってシクロスポリンを投与しているもの
 - シ 若年性関節リウマチ、リウマチ熱又は慢性関節リウマチの患者であってサリチル酸系製剤を継続的に投与しているもの
 - ス 悪性腫瘍の患者であってメトトレキサートを投与しているもの
 - セ 全身型重症筋無力症又は関節リウマチの患者であってタクロリムス水和物を投与しているもの ㊦
- (2) 特定薬剤治療管理料を算定できる不整脈用剤とはプロカインアミド、N-アセチルプロカインアミド、ジソピラミド、キニジン、アプリンジン、リドカイン、塩酸ピルジカイニド、プロパフェノン、メキシレチン、フレカイニド、コハク酸シベンゾリン、ピルメノール及びアミオダロンをいう。 ㊦
- (3) 特定薬剤治療管理料を算定できるグリコペプチド系抗生物質とは、バンコマイシン及びテイコプラニンをいう。また、免疫抑制剤とは、シクロスポリン及びタクロリムス水和物をいう。 ㊦
- (4) アミノ配糖体抗生物質、グリコペプチド系抗生物質等を数日間以上投与している入院中の患者について、投与薬剤の血中濃度を測定し、その測定結果をもとに投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。 ㊦
- (5) 本管理料には、薬剤の血中濃度測定、当該血中濃度測定に係る採血及び測定結果に基づく投与量の管理に係る費用が含まれるものであり、1月のうちに2回以上血中濃度を測定した場合であっても、それに係る費用は別に算定できない。ただし、別の疾患に対して別の薬剤を投与した場合はそれぞれ算定できる。（例 てんかんに対する抗てんかん剤と気管支喘息に対するテオフィリン製剤の両方を投与する場合） ㊦
- (6) 薬剤の血中濃度、治療計画の要点を診療録に記載する。 ㊦
- (7) 特殊な薬物血中濃度の測定及び計画的な治療管理のうち、特に本項を準用する必要のあるものについては、その都度当局に内議し、最も近い

する測定及び治療管理として準用が通知された算定方法により算定する。 ㊦

(厚生労働大臣が定める患者)

◇ 特掲診療料の施設基準等

第三 医学管理等

二 特定疾患治療管理料に規定する施設基準等

(2) 特定薬剤治療管理料の対象患者

別表第二に掲げる患者

別表第二 特定疾患治療管理料に規定する疾患等

(1) 特定薬剤治療管理料の対象患者

イ テオフィリン製剤を投与している患者

ロ 不整脈用剤を投与している患者

ハ ハロペリドール製剤又はプロムペリドール製剤を投与している患者

ニ リチウム製剤を投与している患者

ホ 免疫抑制剤を投与している患者

ヘ サリチル酸系製剤を投与している若年性関節リウマチ、リウマチ熱又は関節リウマチの患者

ト メトトレキサートを投与している悪性腫瘍の患者

チ アミノ配糖体抗生物質若しくはグリコペプチド系抗生物質を投与している入院中の患者

リ 前各号に掲げる患者に準ずるもの

(平18. 3. 6 厚生労働省告示第94号)